

名古屋市告示第576号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和5年11月22日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年11月22日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	瀬古屋敷7号線	名古屋市守山区瀬古東三丁目918番の1地先から	前	0.008	3.35 ～ 3.62	第 1 附 図
			名古屋市守山区瀬古東三丁目920番の1地先まで	後	0.008	3.62 ～ 3.74	
	B	瀬古屋敷9号線	名古屋市守山区瀬古東三丁目807番地先から	前	0.019	2.11 ～ 2.12	
			名古屋市守山区瀬古東三丁目807番地先まで	後	0.019	3.05 ～ 3.06	
	A	下志段味第71号線	名古屋市守山区東禅寺1203番地先から	前	0.002	9.00	第 2 附 図
			名古屋市守山区東禅寺1203番地先まで	後	0.002	9.00	

隔切りの拡幅

2 道路の区域変更

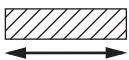
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	釜野線支線第2号	名古屋市緑区森の里二丁目 6番の1地先から	前	0.064	8.25 ～ 9.75	第 3 附 図
			名古屋市緑区森の里二丁目 6番の1地先まで	後	0.064	6.52 ～ 8.43	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

[illegible]

区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第3 附図



凡 例



区域変更により廃道する部分